

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：ナカライテスク株式会社 三木康弘)

化学物質に関する法律で令和7年9月から令和7年11月までに改正などのあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページなどをご確認ください。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係

1) 「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて」の一部改正について

(医薬発1001第2号20250926保局第4号環保安発第2510011号 令和7年10月1日付)

「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて」(「試験成績取扱要領」)及び「試験施設に関する基準適合確認実施要領」(「実施要領」)の一部が改正されました。

主な改正事項

- ① 試験成績の信頼性に疑義が生じた場合の取扱い(実施要領3(5)関係)
- ② 添付資料の見直し(試験成績取扱要領1(2)関係)
- ③ 申請資料の見直し(実施要領2(2)関係)
(施行期日:①については令和7年10月1日から、②及び③については令和8年4月1日)

【環境省ホームページ：<https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>】

2) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の一部改正について (医薬発1006第1号・20251001保局第6号・環保安発第2510061号 令和7年10月6日付)

・条文第一条関係

第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として微量に含まれる場合の取扱いに限定して規定していたが、副生成物を包含した定義である不純物として含まれる場合に適用可能とした。

・条文第二条関係

① 運用通知の構成を変更し、新たに『1 共通事項』という見出しを立て、運用通知全体に関わる規定を集約した。

② 『2 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出関係』の『2-1(1)共通の原則』における無水和物と水和物の取扱い及び『2-1(2)③有機高分子化合物』における、用語の定義を明確化した。

③ これまで新規化学物質として取り扱わないものとしていた化学物質を、既存化学物質等として取り扱うことに変更し、『3-1 本通知の2 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出関係により既存化学物質等として取り扱うものの取扱い』において、具体的に

法第2条第4項、第5項及び第7項のいずれに該当するものとして取り扱うかを明確化した。

・条文第三条関係

既存化学物質等の定義を変更し、所要の改正を行う。

施行期日：条文第一条関係については令和7年10月6日から、条文第二条関係については令和8年4月1日から、条文第三条関係については令和9年4月1日から、それぞれ施行する。

【経済産業省ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/laws.html#s2h511】

- 3) 不純物として第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）の改訂について（厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室・経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室・環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室 令和7年10月6日付）

化審法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方についての審議会において示された、「ライフサイクル全体を念頭にした循環経済への対応」も踏まえ、令和7年10月6日付の運用通知の改正において、「不純物として含まれる第一種特定化学物質に該当する化学物質の取扱い」の規定が変更されたため、不純物として含まれる第一種特定化学物質の取扱いについて、令和7年10月7日から改訂されました。

本お知らせの発出に伴い、平成31年お知らせについては、令和7年10月6日をもって廃止されました。

【経済産業省ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/

[class1specified_history.html#history8](#)】

2. 労働安全衛生法関係

- 1) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第90号 令和7年9月19日付）

施行令第18条第2号及び第18条の2第2号の規定された名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物について令和7年厚生労働省令第12号の別表第2の次の項が削除されました。

第1129項 ステアリン酸ナトリウム

第2268項 りん酸トリフェニル

施行期日：令和7年9月19日

【厚生労働省ホームページ：[https://www.](https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001566310.pdf)

[mhlw.go.jp/content/11300000/001566310.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001566310.pdf)】

【安全衛生情報センターホームページ：

<https://www.jaish.gr.jp/anken/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-397-1-0.htm>】

- 2) 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する告示（厚生労働省告示第247号 令和7年9月19日付）

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準について、令和6年厚生労働省告示第196号別表の次の項が削除されました。

・りん酸トリフェニル

施行期日：令和7年9月19日

【厚生労働省ホームページ：[https://www.](https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001566324.pdf)

[mhlw.go.jp/content/11300000/001566324.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001566324.pdf)】

【安全衛生情報センターホームページ：

<https://www.jaish.gr.jp/anken/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-396-1-0.htm>】

- 3) 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正

する告示(厚生労働省告示第269号 令和7年10月8日付)

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準として、告示別表に新たに78件が追加されました。また、告示別表の酢酸ブチルの項に酢酸-セカンダリ-ブチルを追加し、「酢酸ブチル(酢酸-セカンダリ-ブチル及び酢酸ターシャリ-ブチルに限る。)」とされました。

施行期日：令和8年10月1日

【厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001576236.pdf>】

- 4) 労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示(技術上の指針公示第28号 令和7年10月8日付)

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針(令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号)について、所要の改正を行い厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp>)において閲覧に供されました。

適用期日：令和8年10月1日

【厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001566348.pdf>】

- 5) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第113号 令和7年11月18日付)

労働安全衛生法第27条第1項及び第100条第1項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部が次のように改正されました。

・第577条の2の2(新設)

がん原性物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、がん原性物質関係記録等報告書(様式第24号の3)に次のリスクアセスメント対象物健康診断個人票及び記録又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しな

ければならない。

①前条第5項のリスクアセスメント対象物健康診断個人票(リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。)

②前条第11項第2号(リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。)
及び同項第3号の記録

・第594条の2

「健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。以下『皮膚等障害化学物質等』という。」を「健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものに限る。以下『皮膚等障害化学物質等』という。」に変更し、これまで通達で示してきた皮膚等障害化学物質等について、厚生労働大臣の定める告示に規定されました。

施行期日：令和8年1月1日

【厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596506.pdf>】

- 6) 労働安全衛生規則第594条の2第1項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの(厚生労働省告示第301号 令和7年11月18日付)

・皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものは、次の①から③までに掲げるものとされました。ただし、法及びこれに基づく命令の規定により、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

①皮膚刺激性有害物質

次のイ又は口のいずれかに該当するもの。

イ) 国が行うGHS分類の結果、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」又は「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当する物であって、令和7年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの

ロ) 法第57条の2第1項の規定による通知(SDS等)において、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」又は「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当するもの

②皮膚吸収性有害物質

皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質で、厚生労働省労働基準局長が定めるもの。

③①又は②の物質を含有する製剤その他の物

施行期日：令和8年1月1日

【厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596507.pdf>】

7) 皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について(基発1118第2号 令和7年11月18日付)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第113号)により、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第594条の2第1項に規定する皮膚等障害化学物質等は、労働安全衛生規則第594条の2第1項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの(令和7年厚生労働省告示第301号(皮膚

等障害告示))に規定されました。皮膚等障害告示においては、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質は、厚生労働省労働基準局長が定めるものとされました。ついで、皮膚等障害告示に規定する皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの(皮膚吸収性有害物質)について次のように定められました。

なお、「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」(令和5年7月4日付け基発0704第1号)については、本通知の適用に伴い廃止されました。

・皮膚吸収性有害物質に該当するもの

皮膚等障害告示第1項第2号に規定する、「皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの」は、次の①から③までのいずれかに該当する化学物質として、厚生労働省労働基準局長が定める物であること。

①日本産業規格Z 7252(GHSに基づく化学品の分類方法)の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果(国が行うGHS分類の結果)、危険性又は有害性があるものと区分された化学物質のうち、濃度基準値(則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準)又は米国産業衛生専門家会議(ACGIH)等が公表する職業ばく露限界値(濃度基準値等)が設定されているものであって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア ヒトにおいて、経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報(疫学研究、症例報告、被験者実験等)があること

- イ 動物において、経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること
- ウ 動物において、経皮ばく露による体内動態情報があり、併せて職業ばく露限界値を用いたモデル計算等により経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること
- ②国が行うGHS分類の結果、経皮ばく露によりヒトまたは動物に発がん性(特に皮膚発がん)を示すことが知られている物質
- ③国が行うGHS分類の結果がある化学物質のうち、濃度基準値等が設定されていないものであって、経皮ばく露による動物急性毒性試験により急性毒性(経皮)が区分1に分類されている物質
- ・皮膚吸収性有害物質を含有する製剤その他の物の裾切値

皮膚等障害告示第1項第3号の「労働基準局長が定める基準」とは、国が行うGHS分類の結果に基づき、別表の左欄に掲げる有害性区分に応じ、同表の右欄に掲げる含有量の値(同表の左欄に掲げる有害性区分のうち2以上の有害性区分に該当するものにあつ

ては、その該当する有害性区分に係るそれぞれの含有量の値のうち、最も低いもの。)であること。

8) 新規化学物質の名称の公表

労働安全衛生法第57条の4第1項の規定に基づき新規化学物質について、その名称が公表されました。

・令和7年9月26日公示分通し番号：32124～32272 (149品目)(名称省略)

【厚生労働省ホームページ：

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202509kag_new.htm】

3. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(指定薬物)関係

令和7年9月～令和7年11月の間に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正が2回行われました。

1) 4物質削除及び1物質記載事項変更(厚生労働省)

別表

有害性区分		皮膚吸収性有害物質の含有量
有害性クラス	区分	(重量パーセント)
急性毒性	1～4	1パーセント
皮膚腐食性/皮膚刺激性	1～2	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	1～2	
呼吸器感作性又は皮膚感作性	1	
生殖細胞変異原性	1	0.1パーセント
	2	1パーセント
発がん性	1	0.1パーセント
	2	1パーセント
生殖毒性	1	0.3パーセント
	2	1パーセント
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	1～3	1パーセント
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	1～2	
誤えん有害性	1	

【厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596517.pdf>】

働省令第89号、令和7年9月19日付)

・4物質削除

- ① 1-(エチルアミノ)エチル-2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ② 2-(4-エトキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ 5-ニトロ-2-(4-プロポキシベンジル)-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
- ④ 2-(4-メトキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

・1物質記載事項変更(下線部分追記)

6a,7,8,9,10,10a-ヘキサヒドロ-6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ[b,d]ピラン-1-オール及びその塩類
(6a・7・8・9・10・10a-ヘキサヒドロ-6・6・9-トリメチル-6H-ジベンゾ[b・d]ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。)が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。)

施行期日：令和7年10月3日

【官報号外第211号】

- 2) 3物質追加(厚生労働省令第105号、令和7年10月29日付)
 - ① 2-(4-エトキシベンジル)-1-(2-ジエチルアミノ)エチル-5-メチルベンズイミダゾール及びその塩類
 - ② 4-プロパノイルオキシ-N,N-ジメチルトリプタミン及びその塩類
 - ③ N-(2-メチルフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類

施行期日：令和7年11月8日

【厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00033.html】

4. 麻薬及び向精神薬取締法関係

1) 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令(政令第312号 令和7年9月3日付)

・指定令第1条で規定する麻薬に次の5物質が追加されました。

第12号 1-(エチルアミノ)エチル-2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

第25号 2-(4-エトキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

第84号 5-ニトロ-2-(4-プロポキシベンジル)-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

第121号 6a,7,8,9,10,10a-ヘキサヒドロ-6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ[b,d]ピラン-1-オール及びその塩類

第162号 2-(4-メトキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

・指定令第4条で規定する向精神薬に次の1物質が追加されました。

第65号 N-(プロパン-2-イル)カルバミン酸2-[(カルバモイルオキシ)メチル]-2-メチルペンチル(別名:カリソプロドール)及びその塩類

施行期日：令和7年10月3日

【厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00030.html

<https://www.mhlw.go.jp/>

5. 毒物及び劇物取締法関係

- 1) 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
(政令第358号 令和7年10月29日付)

指定令第2条第1項に掲げる劇物について
次のように改正されました。

- ①「第18号 塩素酸塩類及びこれを含有する製
剤。ただし、爆発薬を除く。」のただし書き
を次のように改める。

「ただし、次に掲げるものを除く。

イ 塩素酸ナトリウム47.5%以上52.5%以下
を含有する製剤(粉粒状に加工をしたものを
除く。)(炭酸水素ナトリウム27%以上37%以
下を含有するものに限る。)

ロ 爆発薬」

- ②次の1件を追加する。

第85号の7 4-[2-(4-ターシヤリ-ブチルフエニル)
フェニル]エトキシ]キナゾリン(別名:フェ
ナザキン)及びこれを含有する製剤。ただし、
4-[2-(4-ターシヤリ-ブチルフエニル)エ
トキシ]キナゾリン19.4%以下を含有するも
のを除く。

施行期日: 令和7年11月1日(ただし、第2条
第1項第18号ただし書の改正規定は、公布の
日から施行)

【厚生労働省ホームページ:

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/
bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/dokugeki_tuuti.
html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/dokugeki_tuuti.html)】

- 2) 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正
する省令(厚生労働省令第107号 令和7年10
月29日付)

- ①次の物質を農薬用品目販売業者が取り扱う
ことができる劇物に指定されました。

4-[2-(4-ターシヤリ-ブチルフエニル)エ
トキシ]キナゾリン(別名:フェナザキン)及
びこれを含有する製剤。ただし、4-[2-(4-

ターシヤリ-ブチルフエニル)エトキシ]キナ
ゾリン19.4%以下を含有するものを除く。

- ②次の物質を農薬用品目販売業者が取り扱う
ことができる劇物から除外されました。

塩素酸塩類を含有する製剤のうち、塩素酸
ナトリウム47.5%以上52.5%以下を含有する
製剤(粉粒状に加工をしたものを除く。)(炭
酸水素ナトリウム27%以上37%以下を含有
するものに限る。)

- ③法第14条第2項(毒物又は劇物の譲渡手続)
の規定により作成する書面は、譲受人が押
印又は署名した書面と改められました。(規
則第12条の2関係)

施行期日: 令和7年11月1日(ただし、②及び
③については、公布日から施行)

【厚生労働省ホームページ:

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/
bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/dokugeki_tuuti.
html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/dokugeki_tuuti.html)】

- 3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安
全性の確保等に関する法律等の一部を改正
する法律の一部の施行に伴う関係政令の整
備等に関する政令(政令第362号 令和7年10
月31日付)

毒物及び劇物取締法施行令の一部が改正さ
れ、第12条第1項の日本薬局方で定める基準
に適合しないトウガラシ末又はトウガラシチ
ンキを混入する場合の品質の基準が定められ
ました。

施行期日: 令和8年5月1日

【厚生労働省ホームページ: [https://www.
mhlw.go.jp/content/11120000/001599238.
pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001599238.pdf)】

6. 貿易管理関係

- 1) 分類例規の一部改正について(財関第901号
令和7年9月11日付)

分類例規(昭和62年12月23日蔵関第1299号)

の一部が改正され、3907.61又は3907.69 ポリ(エチレンテレフタレート)が追加されました。

適用期日：令和8年1月1日

【財務省ホームページ：

<https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2025tsutatsu/2025tsutatsu901/2025tsutatsu901.html>】

- 2) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約の附属書の改正に関する告示(外務省告示第406号 令和7年10月21日付)

平成10年9月10日にロッテルダムで作成された「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約」(以下「条約」という。)の附属書Ⅲの一部は、条約第22条5の規定に従い改正され、次の2物質が追加されました。

- ・カルボスルファン
- ・フェンチオン(1リットルにつき有効成分量640グラム以上の高濃度少量(ULV)散布用製剤)

効力発生日：令和7年10月22日

【経済産業省ホームページ：https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_export/08_chemical/index.html】

- 3) 輸出貿易管理令の一部を改正する政令(政令第376号 令和7年11月14日付)

- ・輸出貿易管理令別表第1の3の2の項(2)に次の貨物が追加されました。

10 ペプチドの合成を行うための装置

- ・輸出貿易管理令別表第1の5の項に次の貨物が追加されました。

(20) ほほ等しい割合の複数の元素で構成された合金の粉又は耐火性のある金属の粉若しくはその合金の粉(2及び4の項の中欄に掲げるものを除く。)若しくはその合金の

粉(2及び4の項の中欄並びに(5)に掲げるものを除く。)

施行期日：令和8年2月14日

【経済産業省ホームページ：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09-2.html#id32>】

- 4) 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令(経済産業省令第72号 令和7年11月14日付)

輸出貿易管理令別表第一について、次の内容が改正されました。

- ・3の2の項 ボツリヌス神経毒素
ボツリヌス菌(Clostridium botulinum)が産生するボツリヌス神経毒素(botulinum neurotoxin)と規制範囲を明確化。
- ・3の2の項 遠心分離機
使い捨て式の遠心分離機を対象に追加。
- ・3の2の項 噴霧乾燥器等
Q&Aにおいて、クロスフローろ過用装置や噴霧乾燥器の「消毒の定義」を明確化。
- ・3の2の項 ペプチド合成装置
ペプチドの合成を行うための装置及び技術を対象に追加。
- ・5の項 超音波噴霧法
合金の粉末の製造方法として超音波噴霧法を追加。
- ・5の項 高エントロピー合金の粉等
高エントロピー合金の粉、耐火性金属等の粉を規制の対象に追加。

施行期日：令和8年2月14日

【経済産業省ホームページ：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09-2.html#id32>】

以上